

令和 8 年 2 月 13 日  
総務省政策統括官（統計制度担当）室

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う  
統計法施行規則の一部改正案について（概要）

## 1 改正の目的・趣旨

学校教育法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 50 号）により、一定の基準を満たす専修学校に専攻科を置くことができるようになったことに伴い、統計法施行規則（平成 20 年総務省令第 145 号。以下「規則」という。）の一部を改正するもの。

## 2 改正の概要

- ・統計調査によって集められた調査票情報等については、秘密の保護及び国民の統計調査に対する信頼の確保の観点から、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 40 条第 1 項の規定に基づき、「特別の定め」がある場合を除き、目的外での利用又は提供を禁止しているところ。一方で調査票情報を二次的に利用することにより、同種の統計調査の抑制や学術研究の発展など公益に資する場合があるため、この「特別の定め」として、同法第 33 条の 2 の規定に基づき、相当の公益性を有する統計の作成等については、調査票情報の提供を行うことを可能としている。
- ・「相当の公益性を有する統計の作成等」の範囲は、公的統計を取り巻く環境等の変化に応じて柔軟に対応できるよう、規則第 19 条において具体的に定めることとなっている。
- ・規則第 19 条第 1 項第 1 号においては、「大学等」が行う調査研究に係る統計の作成等であって、調査票情報を学術研究の用に供することを直接の目的とする「相当の公益性を有する統計の作成等」の要件の一つとしている。
- ・「大学等」の範囲については、同号イ（1）において、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 124 条に規定する専修学校のうち、同法第 125 条第 1 項に規定する専門課程に限っているところ、今般、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、専修学校に専攻科を設置することができるようになるため、「大学等」の範囲に専修学校に設置される専攻科を追加する改正を行う。

## 3 今後の予定

公布日：令和 8 年 3 月下旬  
施行日：令和 8 年 4 月 1 日